



様式第24号(第27条の2関係)

随意契約に係る情報の公表(物品、役務等)

施設名 宮城産業保健総合支援センター

施設の所在地 宮城県仙台市青葉区中央4丁目6-1  
住友生命仙台中央ビル15階

契約担当役氏名 副所長 大友 雅志

物品、役務等の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	契約金額(税込、円)	随意契約とすることとした理由	予定価格(消費税を含)	再就職の役員の数	備考
平成26年度宮城事務所賃貸借住友生命仙台中央ビル15階	平成26年4月1日	三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	4,917,144	事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である三井住友信託銀行(株)以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	-	共益費含む
平成26年度山形事務所賃貸借食糧会館4階	平成26年4月1日	両羽不動産株式会社 山形県山形市旅籠町三丁目1番4号	3,877,284	事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である両羽不動産(株)以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	-	共益費含む
平成26年度福島事務所賃貸借NBFユニックスビル10階	平成26年4月1日	三井住友信託銀行 東京都港区芝三丁目33番1号	3,770,184	事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である三井住友信託銀行以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	-	共益費含む
平成26年度青森事務所賃貸借朝日生命青森ビル8階	平成26年4月1日	朝日生命保険相互会社 東京都千代田区大手町二丁目6番1号	6,282,852	事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である朝日生命保険相互会社以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	-	共益費含む
平成26年度岩手事務所賃貸借マリオス14階	平成26年4月1日	株式会社盛岡地域交流センター 岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号	4,618,332	事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である(株)盛岡地域交流センター以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	-	共益費含む
平成26年度秋田事務所賃貸借総合保健センター4階	平成26年4月1日	秋田県知事 秋田県秋田市山王4丁目1番地1号	1,073,426	事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である秋田県知事以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	-	共益費別





